

改善報告書

令和2年7月20日

1. 大学名：日本女子体育大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：1-2

大学設置基準第2条に定める教育研究上の目的が学則などに定められていない点については、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目1-2について

本学は、平成11年に認可された2学科4専攻（運動科学科：スポーツ科学専攻、舞踊学専攻、スポーツ健康学科：健康スポーツ学専攻、幼児発達学専攻）について、平成31年4月に4学科への改組を申請し、令和元年6月に認可された。これにより従来の2学科4専攻は募集を停止し、令和2年4月1日より4学科（スポーツ科学科、ダンス学科、健康スポーツ学科、子ども運動学科）を開設した。

4学科の開設に伴い、新たに日本女子体育大学学則第1条2項及び別表8に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を規定し、令和2年度の日本女子体育大学ホームページで公開したことにより、指摘のあった点についての改善とした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目1-2の資料

- ・令和2年1月8日開催教授会議事録
- ・令和2年1月28日開催理事会議事録
- ・令和2年1月28日開催評議員会議事録
- ・令和2年1月28日開催理事会資料
- ・令和2年度ホームページ公開学則